

勢觀房源智上人の生活

伊藤眞徹

一 序 言

草創の大業は難きこと論なし。雖も、守成の業も亦甚だ難し。宗祖滅後の我が淨土宗團をして磐石の重きをなさしめ法燈益々輝きを増し、彌陀の大悲釋尊の慈教を傳へて念佛の法雨を有情に澍ぎ、廣く諸衆生を度したる三上人の鴻業千古に璨たり。今源智上人の生活を語るに當り、要はその行動の淵源となりし品性に注意の眼を向けざる可らず。即ち品性をよく洞察することを得れば、その品性より如何なる行爲がなされるかをすら豫知することを得るものなるが故である。されど二三の行爲を以てその品性を窺ふことを得ざるは特別の場合あるが故である。扱て品性とは一言にして云へば心の傾向にして、之れには先天的傾向と後天的傾向とあり。後者は更らに環境と教育との影響に分けることを得。此の三者は三角形の關係にあるものにして、その中の一をも缺くことを得ないのである。此の三者に依り構成せられたる三角形換言せば人は自ら自己の意志によりて修養し、無限にその内容を豊富にし莊嚴し得らるゝのである。

今念佛實踐により完全に陶冶せられ靈光を輝かしたる源智上人の生活を述べんにも、その行爲の根元たる心の傾向の起源即ち先天的及び後天的傾向なる方面より考察するが最も妥當なるが如くに考へらる。故に上人の遺傳・環境・教育について述べ、その生活の全面を籠氣乍らも窺はんことをす。されどその叙述の方法順序としては先づ先天的なるものよ

り論すべきが至當なるも、過去の個人について述べんには便宜上先づその時代の諸般の事象を考究し、その觀察の範圍を縮小して個人に及び、又外的原因たる教育より内的原因なる遺傳へこの順序によることとせん。

二 源智上人とその環境

源智上人の環境を知らん爲めには、その背景をなせし社會を見るに共に更らにその觀點は漸次狹められて家庭について考察すべきであり、他面出家殊に淨土宗侶たる以上は當時の佛敎界の情勢及び淨土宗の狀況へも焦點を集中せざる可らず。而してその期間は壽永二年（皇紀一八四三）の出生よりその入滅の曆仁元年（皇紀一八九八）に至る五十六年に涉る時代なり。

(4) 上人時代の社會

最初に上人時代の政治史を觀ることは率いて上人の家庭を伺ふことを得るは、上人が權門の出身即ち政治と密接なる關係ありし平家の流れを汲めるが故である。

上人時代の國史を檢するに、その誕生の壽永二年こそは平家に取つて曾て夢想だにせざりし悲運の一路を辿る途出となり、華やかかなりし榮華も春の夜の夢と消え行く分岐點をなす。即ちその昔武人の棟梁として宮廷警固の任に仕へ、互ひにその勳功を争ひし好敵手源氏が保元平治の亂により退敗せし後は、獨り旭日の勢ひにありて並ぶ者なく、恰も藤原氏の盛時を再現せしが如き觀を呈し、遊息安逸奢侈の生活は武人の本領を忘れ、多年隱忍屈辱の日を送りし源家の武力の前には何等抗すべき術なく、西奔するの止むなきに至れり。平家の權勢壇浦の水沫と歸するや、頼朝覇府を鎌倉に創め天下に號令するに至れり。されどその霸業完成の兵馬の功勞の大半は弟義經に譲らるべきも、兄頼朝の嫉視に遇ふて往

時の赫々たる盛名も、空しく孤獨恃むなき窮地に陥り、兄の威望に頡頏すべくもなく、遂に衣川館に自裁するの餘儀なきに至れり。かく骨肉相争ふに至つては功名も榮達も亦云ふべき限りに非ず。頼朝の櫛風沐雨の辛懣も三代にして實權は北條氏の掌中に歸す。かくの如く上人在世中の世態は轉變常なく、昨日の榮華は今日の夢さ化し、常恒不變なるものもなく、世人の胸底に生滅遷流・有爲轉變の人生觀を深刻に印せしめたる時代なり。

翻つて上人の生家の状態を見んに、その父に關しては古來幾多の異説ありて速斷するこゝを得ざるも、近時の研究の成果を見るに重衡説最⁽¹⁾も至當なるものゝ如し。されどその家系の如何に係らず上人を繞る一門即ち清盛の子及び孫の殆んどは一ノ谷・壇ノ浦に於いて戰歿し、又誅戮せられたのである。此の一門の没落衰運を現實に眺め、源氏の張りし嚴重なる殘黨搜索の手配網中にあつては、如何なる勇將の氣魄ある者も雖も傷心懊惱の日を送りしならん、まして幼き童心を傷けしこゝは察するに餘りあり。之れ上人の性格上に多大の影響を及ぼし、後世遁世的及び極力交衆を避けられし原因の一をなせしものなり。

(口) 上人時代の佛教界

盛者必衰の理を如實に示され、有爲轉變、盛衰榮枯の迅速なる無常を切實に味はされたる王朝末期の上下の民庶が、衷心より心の安住處を求めたるは蓋し想像するに難からず。此れ來世佛教を喚起する原因となり、前代に於ける貴族的氏族本位の佛教は轉じて平民的個人的となり、物質的現世祈禱の佛教は心靈の修養を目指す信仰佛教・悟道佛教となり前代に於いて忘却せられたる佛教の第一義は開闡せられたり。此の新生面を打開し、正法の顯揚を計りし進歩的なる思潮に對して、平安中期以後各宗も腐敗墮落し、積弊その極に達せし故當代に到つて頽勢を挽回し佛教の眞面目を恢復せんとする復古主義的思潮擡頭せり。此等兩潮流の代表的人物を擧ぐるに前者には法然・榮西・親鸞・道元・日蓮等の

諸師あり、後者には解脫・明惠・俊仍・淨業・大悲・興正等の諸師あり。此の蔚然として起りし宗教運動中にあつて法然上人の起せし宗教改革は宗教をして眞に宗教らしきものに導けるものにして、西歐のルーテルにも比すべき功業を我國佛教史上に残したり。

(ハ) 上人時代の淨土宗

源智上人の時代背景考察の視野を更らに狭めて、上人が歸投し自ら實修累年なりし淨土宗團の情勢を窺はん。上人が宗祖の門を訪れられしは人皇八十二代後鳥羽天皇の建久六年（皇紀一八五五）にして年齒十三、宗祖六十三歳の時なり。此時宗祖は源氏の張りし平家の後裔搜索の網を脱し、且つは上人安住の方策さしてか、鎌倉方と交渉深き九條兼實公の俗弟に當り、青蓮院の覺快親王の附弟なる慈鎮和尚の門弟とし出家得度せしめられたり。されど内に宿縁の萌せしか將又他の因縁によりてか再び宗祖の膝下に歸り、爾來常隨師事すること十八年に及ぶ。此の十八年及び宗祖滅後より上人示寂の年に至る二十六年間は實に淨土宗門に取つては實に未曾有の非常時なり。即ち上人の入門後二年には鎮西上人吉水の庵室に參じて慈導を受け、その翌年には選擇集の御選述等のことありて、宗門の繼承基礎益々堅固なるものありしも此れより數年を出でざる元久元年（皇紀一八六四）には山門の大衆念佛の興行を嫉んで蜂起し、專修念佛の停止を座主眞性に訴へ、南都の僧衆又化導を障礙せんとする等宗門の前途多事を想はしむるが如き不祥事あり、翌建永元年二月には門弟法本房行空・安樂房遼西に勘罪の宣示は下り、四月には將軍賴朝は津戸三郎爲守を召して專修念佛の趣きを尋問する等の事ありしも、之れ尙念佛門侶迫害の序曲とも云ふべきものにして、翌承元元年に至るや物議騒然專修念佛停止の沙汰囂々たり。遂に門徒のあやまり師範の身に及びて、二月專修念佛停止・宗祖遠流の宣示下り、三月上旬には淨土門最初の殉教者住蓮・安樂の死刑は執行せらる。七十有五の老齡にて山海遙かなる土佐に配せらるゝ祖聖の面影偲ぶに

涙なり、まして門弟の悲嘆推して知るべし。此時二十五歳の血氣なる青年僧、殊に深き憐愍を蒙りし源智上人は、頼るに血縁少く天涯孤獨に等しうして、地上に於いて眞に衷心より杖こも柱こも頼りし師範の遠流には惜別の情一入深きものありしならん。今生に於いて再び恩顔を拜し慈誠を蒙むるこも難からんと思ひし弟子達の返らぬ繰言策謀を嚴然排して、宗祖は三月十六日いま事の縁によりて僻遠の地に赴き、田夫野人を化導せん事年來の素意なり、頗る朝恩なりて配流の旅に出立ち給ふ。此の物悲しき途出に墨染の衣の袖を潤しつ、果てぬ別れを惜しみ上人は攝津々浦迄見送られ、今生の思出、なからん後の形見にこ、宗祖の御影を頂きて袂を別ち給ひし由を傳ふる長傳寺の寺傳は實に上人の心情を物語るものなるべし。「心はおなじ花のうてなぞ」こ契り給ひし外護の大檀越藤原兼實公は遂に今生の再會を得ずして、宗祖恩免の一事を果遂せざりしこを嘆きつゝ四月不歸の客こなり給ふ。

宗祖は建曆元年十一月大谷禪房の舊居に歸る恩命に浴するこを得たるも、幾くもなくして御病腦御入滅し給ふ。恩師こ舊庵に再會するを得たる喜びも束の間にて此の御往生に會ふ、その悲しみ前に倍するものありしならん。されぎ上人の心を慰むべきものは宗祖存生の昔日の慈導にも勝る親筆の遺訓一枚起請文を受けられし事なり。されば上人は寤寐常に帶して自行化他の金文こし、自行實修の龜鑑こせられたり。⁽⁵⁾

宗祖の入滅は我が宗門に幾多の内外憂慮すべき事態を惹起せしものにして、門弟中には既に早くより背師自立の義を弘むるものなきには非ざるも、宗祖の人格を中心こして統一せられ平和なりし宗門も、今やその柱石を失ひ此處に内には所解を異にして主張する者競ひ起つて末流を混濁し、⁽⁴⁾外聖道諸宗の迫害の手は緩められず、内憂外患、恰も滿身創痍の状態にあつたのである。此の外患中は自ら二種こなすこを得、即ち一は本宗の根本聖典たる選擇集に對する誹謗攻撃こ他は念佛停止運動こその暴壓手段こなり。前者には公胤・明惠・定昭・日蓮等ありて各論難を加へしこ雖も、宗祖

の遺弟及びその末流を汲める者各蹶起し、辨駁匡謬、嚴護法域の筆陣を張り、又公胤・靜遍・明禪の如き前非を悔ひて、宗祖の高徳を鑽仰する淨教歸學の碩學ありて、益々吉水の清流洋々として萬代を益するの基ひこなれり。次ぎに舊佛教徒の暴壓手段は數次反復せられ、その史籍に存する事件は上人在世中のみにても嘉祿の法難の前後九ヶ度の多きを數ふることを得。されど嘉祿の法難以外は我が淨土門の興隆に乗じて愚民を僞瞞せし賣僧驅逐の爲めにして、眞摯なる念佛者に對しては上下共に深き尊信の至誠を運び、專修念佛の淨業を修せられたのである。⁹⁾¹⁰⁾

此の宗門多事の秋、源智上人はよく宗法を護持し、正法の宣揚に努め、多艱の歲月を送り、鎮西白旗の正統傳持の上に直接間接幾多の支援擁護を加へられたのである。

三 源智上人とその教育

源智上人の幼年期については模糊として知るに由なし。勅傳には「平家逆亂の後、世をはぐかりて母儀これをかくしもてりけるを、建久六年、生年十三歳のとき上人（法然）に進ず」こあるのみなり。

上人の誕生當時に於ける社會情勢は前述の如く花洛亂麻の狀を呈し、七月義仲の軍勢京師に逼り、十月平家の領國莊園は奪取せられ、十一月法住寺殿は襲撃せらるゝ等、長閑に泰平を謳歌せし都大路には殺伐の氣漲る。宗祖は當時を追懷して「われ聖教を見ざる日なし、木曾の冠者花洛に亂れ入るべき、たゞ一日聖教を見ざりき」こ、世人の驚愕周章の態想ひ知らる。新興武士階級の勃興に依り西海に逃避せし平家の全く敗滅に歸せしは文治元年なり。此時上人は三歳の幼童にして一門の西奔と同時に近郊の民屋にその姓氏を秘して逃れ、生母と共に衰退の家運を歎ぜしや明かなり。此れより後生母は徒らに悲しむべきにあらねば、頼傳ふ冷たき涙打はらひ、甲斐々々しくも殘されたる一人の忘形見の成長

に心を碎き身を捧げ、武門の家名の振興と家運挽回をば常々訓されしには非ずやと考へらる。されど生母を民部卿親範の女とせば、母の人生觀及び信仰心を通じて、所詮源氏の搜索網を脱るべからざるを知り、遺兒の身の安全を期する爲め後日宗祖の門に入るの結果となりしなり。此の十三年間の家庭生活時代に於いて上人が母の教養より受くる處多かりしは疑ひなし。

母儀の膝下を離れて後は専ら佛道の修行に精進し、當時の世俗にも劣るが如く腐敗せる僧風に染むことなかりしは師の感化によるものなり。得度の師慈鎮和尚は上人の入門當時は第一回天台座主在任中にして、學徳名聲一世に高く四海に遍ねし。又常隨給仕の師宗祖は多言を要せざる處なれば、随つて上人の身を持すること嚴正なりし所以は自ら首肯せらる。

扱て上人は出家を遂げたる後幾程もなく宗祖の禪室に歸參せられたれば、此時台教につき深き修學を積まれたりとは考へられず、故に上人の修學の殆んごは淨土門的教養とその修道にありしなり。勅傳の示す處に依れば宗祖は「淨土の法門を教示し、圓頓戒この人をもちて附屬とし給ふ」こあれば、自ら此の兩方面に涉り廣くその教を受け、宗要を傳授せられたり。

(4) 淨土の法門の側より

源智上人が宗祖の下に歸參せられて後の宗祖の教育方針と其の内容は如何なりしやと云ふに、初め宗祖は老齡なりしと其他の事情及び二三の史料より推察して、十八歳迄は弟子感西に委ねられたりとの説あり⁽¹³⁾。その教育委任説に對しては感西の人格識見及びその家系等より推して賛成するも西福寺「授手印決答問書」の跋語に傳ふる處をば無條件に首肯し得ざるなり。何んこなれば諸傳等しく首尾十八年常隨給仕と云ひ、且又鶴木行觀は選擇集述作の情況を記して、宗祖・善

慧・感西・源智のみその座にありて、他に人なく密かに作られしもの云ふ⁽¹⁵⁾。此の説に依れば感西と源智の兩上人が師弟關係にありしものには非ざるべし。何んぞなればかくの如き重要な會座に感西が自己の弟子を同伴せしものは考へられず。故に行觀の傳へし處は宗祖が源智上人に對して、深き憐愍を與えられし爲め結緣聞法の爲めに、僅か十六歳の上人を此の席に列せしめられたるものなるべし。されど宗祖は若き弟子源智に對し廣く内外兩典に涉り通ぜしめん爲め、その教育を感西に托せられしものにして、此の因縁により感西の入寂にはその枕頭に侍し、且つ後の形見に三住生要集中の「如來本誓一毫無謬願佛決定」攝於我この要文を書して授與せられたり。此の受教の師眞觀房の寂後専ら宗祖の膝下にあつて訓陶を受け、解行共に多くの弟子中に於いて出色あり。

宗祖の一生を通じて最も森嚴なる密儀の一なる選擇集述作の會座に若冠の身を以て列せしことにより知らるゝ如く、その後の示教一入懇篤なりし故、上人の學的集積は鎮西上人にも匹敵すべきものにして、諸傳記の傳ふる如く一毫も逕底なかりしなり⁽¹⁶⁾。されど宗教は學を以て終るものに非ずして、その實踐を強調するものなれば、その根本義を誤ることなからしめん爲め、智慧と稱名の何れを往生の要とすべきやこの上人の問ひに答へて、宗祖は往生の正業には稱名を要とすべし、學問は往生の義を知れば足る、もし廣學の譽れを得とも凡智幾くもなし、智解を好んで稱名の光陰を廢すること勿れと懇切に教へられたり⁽¹⁷⁾。されば上人は義解を弄して稱名を輕んずる俗輩の風格を脱し、宗祖の一言を以て金科玉條として終生服膺せられ、殊に宗祖の御臨末の一枚起請の御垂訓身に染みて一生違背することなかりしなり。

上人の選擇集相傳については諸傳多く語らざる處にして甚だ明白を缺くも、「選擇要決」には宗祖存生の間に親しく拜受せられたる旨あり⁽¹⁸⁾。殊に生佛法師の三祖に物語る處によれば、宗祖の遺弟中に於いて尙盛んに法雷を震ふ者は聖光・隆寛・善慧・勢觀の四師なり、されど龍蛇利じ難く、水乳迷ひ易きを以て彌陀の證判を受けんことし、上人以外の三師

の中より遂に聖光上人に歸すべき示しを蒙りたり。生佛法師が四人中より殊更ら上人を除外せしには深意ありしや否や明確ならず、惟ふに上人の鎮西に遣はされし書狀及び赤樂地に於ける三祖上人の遺弟蓮寂の談義により兩流を校合せしに符節を合するが如く、些かも違背することなかりし云ふ事蹟より推して、鎮西勢觀兩上人の所承傳持違脊せず、共に宗祖の正義繼承者なりし故に除外して鎮西上人獨りを採れるものにて、當時上人が正統の一人なりしことは自他共に許せし處なりしなり。

要之、宗祖より受けし宗義教育の成果を云へば、宗祖が御病床にて貴女に仰せられし「源空が所存は選擇集にのせ侍りこれにたがはず申さんものぞ源空が義をつたへたるにて侍るべき」の言の如く、自ら本書を以て苦海を度るの舟航、淨土に至るの目足とし、淨土の行常に之れを座右に置き末忘に備え、且つ此の書を披く毎に面拜の昔を戀ひ、此の行を修する毎に庭訓の古を思ひ、勇猛精進し又人にもかくあることを勧め、味讀體得し、徒らに智解に偏することなく、稱名の光陰を惜しみ、御遺訓の旨を奉じて只往生極樂のために南無阿彌陀佛申し決定して念佛にて往生するぞと思ひ、一向に念佛せられし念佛者なり。

(口) 圓 頌 戒 上 より

源智上人の圓戒に關して勅傳に記載する處に依れば「圓頌戒この人をもちて附屬し給ふ」云へるのみなり。東宗要良榮見聞には「勢觀上人は宗祖御在世の時は常隨給仕の弟子たり、更らに宗祖御往生の時本尊聖教并に感得の佛舍利圓頌戒の法式釋尊より次第相傳の九條の袈裟瓶等を附屬せられ、我が圓頌戒の嫡弟稱せらる」云述べて、圓頌戒の嫡弟なる旨を傳ふ。然るに問師は「傳戒論」に面授の傳戒者を到擧せし中に上人の名を傳へず、されど問師は本宗に宗戒兩脈ありて、傳宗の時必ず傳戒ありと述べられしが故、正義相傳者たる上人に傳戒のこゝありしは問師も何等疑義を差

挾まざりしなるべし。而して此れが更らに徳川時代に至るや圓戒第一源智上人(52)迄尊崇し、圓頌の至律を詳かにす(53)讚歎するに至れり。

前述の如くその相傳は一點疑ふ餘地なし、さればその相傳せられし圓戒は如何に後世繼承せられしや(54)云ふに、大澤の良榮師は上人の往生の時宗祖相傳の一切を弟子蓮寂に附屬し、更らに遺告して宗祖所立の淨土宗は聖光上人獨り相傳するを以て、此の上人の法系に北小路の釋迦堂を始め相傳の法具等一切を讓るべき旨を以てす。故に蓮寂は師命に順ぜん(55)せしも既に記主禪師示寂の後なりし故心ならずも弟子道意に傳ふ。道意は師の命に依つて記主禪師の弟子小幡の慈心に讓り、慈心は如(56)一に授けたり(57)。然るに此の如(58)一は如空(59)云ひ道意・慈心・記主に就いて顯密の學及び淨家の宗猷を極め、後醍醐天皇の御歸依を受け佛元眞應智慧如一國師の號を賜ひたる淨宗の龍象にして、知恩寺第六世(60)なり。後に知恩院に住す、既に記主禪師に師事したれば純然たる慈心門下には非ず。かくて宗祖相傳の本尊聖教佛舍利法具等は鎮西白旗派に相傳する(61)こ(62)こ(63)なれり。諸傳一致して上人の圓頌戒相承を傳へ、且つ嫡弟説すら出するを以て知らるゝ如く、上人は遺弟中に於いて此方面に於いても卓絶し給ひし(64)こ(65)を窺はる、故に上人は念佛生活(66)圓戒生活につき切實なる疑問を生じ、その解決を宗祖に仰ぎ給へり。宗祖は之れに答へて「凡そ僧尼の法大小の戒律あり、然れ(67)も末法の入根實に堪(68)へ難し。源空之れを禁ず(69)も誰人か之れに隨はん、只須らく念佛相續を要すべし。往生の行業には念佛を正(70)なす(71)」(72)。又持齋に對する上人の質疑に宗祖は答へて「末代に至つては色力すでに衰へ、飡食亦減ず。此の弱法を以て一食長齋せば、恐らくは心食境に馳せ念佛精ならず」(73)。此の宗祖の教示の究竟する處は「本願の念佛にはひ(74)こり立ちをさせてすけ(75)さぬなり」(76)。か、又は禪勝房に仰せられし「末法の中には持戒もなく、破戒もなし、たゞ名字の比丘のみなり。(中略)このうへは持戒破戒の沙汰あるべからず。かくのご(77)こ(78)の凡夫のためにおこしたまふ本願なれば、たゞい

そぎても名號を稱すべし」にて、念佛に圓頓戒を見、專修念佛に總べて一切の戒を完うせられたり。此の宗祖の精神を深く搜られし上人は終生專修念佛生活を營み、結歸一行三昧なりしなり。念佛により全生活が統攝せらるゝ處に「十重を持つて十念を唱へ、四十八輕を守つて四十八願をたのむは心に深く希ふ所なり」の姿は顯現し、惡無過の僻見を防止し三心を不退ならしめ、出家の所應に如ひ、人天の導師たり得るなり。宗祖の一言隻句をも空しくし給ふことなかりし上人は、以上述べしそのまゝが即ち上人の行履と云ひ得らるゝのである。

四 源智上人の氏姓

世人の通常云へる言に「氏より育ち」を以て、その環境教育を強張すれど、その氏姓も亦個人の行履を考察する上に於いて輕視すべからざる因子なり。何んをなれば氏姓中には過去に於ける數代の精神的特質を遺傳として後人に殘せるものを見ることを得ればなり。されど上人の父系及び母系に關しては現今定説なきを以て、かゝることを考察するは幾多の偏見を伴ふ危險あれど、今は父重衡、母民部卿親範女説に従つて考究せん。大系圖によれば親範の子弟中に於いて少僧都仙範あり、又基親は宗祖に厚く歸敬せし事は遍ねく人の知る處なり。又上人の父系を見るに、平家最も華やかに「平族に非ざる者は人に非ず」を以て我世の春を謳歌せし所謂黄金時代に、常識的には世間を超越し出家生活を營むことはなかるべく、皆世間的榮達を求めたるならんに、大系圖には清盛の孫の中に於いてその出家せる者を掲げて、經盛の子に忠快・盛縁、賴盛の子に靜遍・隆辨、重盛の子に重眞・行實等を出す。此れ前代に於ける貴族社會の風習よりせば、數の上に於いては稍少なき感あれども、前述の如き事情せり推察せば上人の父系即ち平家の一門にも多分に宗教的素因の流れあることを知るべきなり。更らに上人の出家を促がせるものに父重衡と宗祖、叔父基親と宗祖との關係よりして、

世を憚る遺兒をしてその生命安全策として出家せしめし母は、宗祖のもこにその子を送りしここ此れ必然的經過なり。

尙又上人の精神的遺傳特質として特殊技能に就き考察する、上人の父系は云ふ迄もなく禁衛警護の武將たるこ同時に一國統治の宰相としての力能及び優雅の道に秀で、母系に於ては詩歌文雅の英才閨秀を出せる家柄なり。かゝる系統を繼ぎし上人は、既に幼して豪氣果敢、物に動ぜざる氣慨を強記好學文筆の才能に長ぜしものなれば、特に宗祖は慈愍愛護を加え給ひしものにして、長ずる及び益々輝きを増し、その人格の圓熟と共に庶人の崇敬を一身に集め給ひしなり。

武將の裔たる上人は宗祖滅後の宗團の非常時、思想上混亂その究極に達せし時代に於てよく正義を嚴持して、節操變るこなく宗祖庭訓の古を偲びて専らその實賤に勵み、當時延曆興福二寺を中心として佛教界の輿論は專修念佛に對し批難礙妨の聲喧々囂々たるものあり。然るに宗祖門下の逸才俊足の多くは遠距の地にありて布教し、宗門の正義を承けし二祖上人亦鎮西の地に去り、唯京都に於いて選擇集の旨に違はず法を宣説する者は上人と聖覺の二人のみなり。以上の如き状態に於ける京洛の地に於いて祖蹟を守り教田を維持し、他日三祖の上洛布教と相俟つて今日宗門の礎を築きし偉業、千歳に稱ふべき功業、末學宗徒の等しく上人の慈恩に上酬する所以此處にあり。更らに文筆強記の徳は宗祖傳記及び選擇要決の著述となり又上人の人徳を慕ひ集るもの多く、天稟企畫人心統御の徳は後日寺門の興隆となり幾多の復興創建の業を成す。今上人に關係ある寺院としては知恩院・知恩寺を始め南禪寺畔の西福寺、越前の西福寺、神戸の長傳寺、江良の福傳寺等あり。⁽²⁸⁾

五 結 語

上來各種の方面より上人の行爲の淵源をなせしものにつき概觀せしを以て、莫然ながら上人の風貌の大要を描出する

ここを得たり。されば上人の一生は偏えに宗祖の教えを遵奉せしものにて、言ひ得べくんば總ての宗祖の法語教誡は上人を以てその標準とし給ひしには非ざる歟。彼の「歿後起請文」に於ける「有_レ籠居之志_レ遺弟同法等全不_レ可_レ群_レ會一處_レ者也(中略)努々莫_レ群居一所_レ致_レ諍論_レ起_レ忿怒_レ有_レ知恩志_レ之人毫末不_レ可_レ違者也」の旨を奉じて隱遁籠居し一毫も違脊せざりしは上人の環境と教育とにより他の如何なる人よりも好適なる地位にあり、宗祖の法語教誡の旨に違ふることなかりしは、その遺傳・環境・教育上その實踐に於いて遺弟中最も勝れたる狀件にありしなり。

要するに上人は「選擇集」「一枚起請文」の旨を確守し、専ら交衆を避けて念佛し、「三昧發記」を常に秘かに拜讀して、宗祖の法悅境と等しき、境地に至らんことを願ひ、念佛の功勳を積み、偏えに知恩報恩の念に住し、九品蓮台上に於ける宗祖との再會を祈り給へり。

1 伊藤祐晃氏遺稿「宗史の研究」、三田全信氏「勢觀房源智上人の史的考察」(摩訶衍一六卷)参照

2 勅傳四十五卷、「勢觀房一期の行狀は、たゞ隱遁をこのみ自行を本とす、をのづから法談などはじめられても、所化五人よりおほくなれば、魔緣きをひなん、ことごとくしとてとどめられなどぞしける」

3 勅傳三十一卷

4 勅傳三十三卷

5 法然上人傳、七下、(淨全一七・二二頁)

6 勅傳四十九卷

7 選擇要決(淨全七・一七六)比日見_レ聞諸方遺俗_レ宿習不_レ同解行有_レ異傳聞_レ一門學者中有下竊加_レ二雖破_レ一者上也。

授手印(淨全一〇・一)上人往生後諱_レ其義於水火_レ一致_レ其論於蘭菊_レ遺失_レ念佛之行_レ空廢_レ淨土業_レ

8 公胤 淨土決疑鈔 三卷 宗祖在世中

明惠 擢邪論 三卷 建曆二年十一月

同 擢邪論莊嚴記 一卷 建曆三年六月

定昭 彈選擇

日蓮 立正安國論 一卷 文應元年九月

同 守護國家論 建長五年

9 建保二年 (宗祖滅後二) 專修念佛停止

同 七年 (八) 同

貞應元年 (一一) 同

同 三年 (一三) 同

嘉祿二年 (一五) 黒衣法師の往來を禁ず

同 三年 (一六) 廟堂破壊の法難

同 (同) 隆寛、幸西、空阿配流

天福二年 (二二) 專修念佛停止

文曆二年 (二四) 幕府念佛者と稱し、都鄙を横行するを禁ずる沙汰

10 建保二年 (二) 實朝淨遍淨延を召し華嚴、淨土の法を聞く

承久三年 (一〇) 雅成親王但馬より隆寛、聖覺、明禪に淨土の宗要を聞く 勅傳十七、四十一、四十四

嘉祿二年 (一五) 後鳥羽上皇隱岐より承圓に書を賜ひ、明禪、聖覺に散心念佛の旨を下問 同十七、四十一

文曆元年 (二三) 四條天皇宗祖に華頂尊者の諡號を賜ふ

勅傳、四十二

遺錄、五

勅傳、百練抄

明月記

勅傳四十四等

同

遺錄、勅傳

吾妻鏡

同

11 三田全信氏「勢觀房源智上人の史的考察」參照

12 慈鎮（一八〇七）の座主補任は左記の四回あり

建久三年十一月十九日

補天台座主

治山四年

建仁元年二月十八日

還補天台座主

同二年

建曆二年正月十六日

同

同一年

同 三年十一月十九日

同

同一年八月

13 三田全信氏「勢觀房源智上人の史的考察」參照

14 彼勢觀上人初眞觀房弟子（中略）眞觀房臨終後法然上人言眞觀房ヲハ源空カ不便ニ思シ者也勢觀ヲハ又眞觀思ニ不便一者ナレハトテ

源空モ不便ニ思也トテ常隨給仕ノ御弟子也

15 選擇集祕鈔「今此選擇者法然上人達者善慧上人口入眞觀房執筆也御前勢觀房居此外無人密事作令レ進ニ月輪殿一故此文上人御存生

之程隱密也」

16 法然上人傳記卷三下（淨全一七・一四一頁）

勅傳（淨全一六・六七二頁）

淨土三國佛祖傳集下（續淨六・三二八頁）

17 淨土隨聞記（淨全九・四五九）「若以ニ智慧一爲ニ往生要一吾隨レ師勵ニ學業一若但稱名其事爲レ足更無ニ他求一乞師示レ之吾守レ之如ニ金

口說一矣師答曰往生正業稱名爲レ要釋文分明不レ簡ニ有智無智一亦復顯然何必同ニ學業一爲レ不レ如一向念佛疾得レ往ニ生淨土一值ニ遇聖

衆一聽ニ受法門一也（中略）但若未レ知ニ念佛往生之義一學而知レ之粗知則足矣設得ニ廣學一凡智無レ幾莫下徒好ニ智解一廢レ稱名之光陰」

18 選擇要決（淨全七・一七六）「先師在生之日自誠ニ諸弟一曰此書是我所造予存命之間努力莫ニ流布一云云予面受ニ嚴命一子レ今無レ忘

19 法然上人傳記卷三下（淨全一七・一四一）「相互不三見參一候年月多く積候于レ今存命今一度見參今生に難レ有覺候哀候者歎抑先師の念佛の義末流濁亂義道不レ似レ昔不可說候御邊一人正義傳持之由承及候返々本懷候喜悅無レ極思給候必遂ニ往生本望一奉レ期ニ引導値過縁一候者也以ニ便宜一捧ニ愚狀ニ御報何之日拜見哉他事短筆難レ盡候恐々謹言

20 同 上 「聖光上人附弟然阿上人と勢觀上人附法弟子蓮寂上人と東山赤築地にして四十八日の談義をはじめ然阿上人を讀口として兩流を校合せられしに一として違する所なき間日來勢觀上人の申されし事符合せるによりて予が門弟においては筑紫義に同ずべし更に別流を不レ可レ立蓮寂上人約諾をなされし後は勢觀上人の門流を不レ立者也」

21 選擇要決 （淨全七・一八三・一八五頁）

22 良榮、淨土宗要集見聞（淨全一一・四〇〇）

23 顯淨土傳戒論（淨全一五・八九五）

24 鎮流祖傳

25 良榮、淨土宗要見聞（淨全一一・四〇一頁）

26 淨土隨聞記（淨全九・四六〇頁）

27 淨土隨聞記（淨全九・四六〇頁）

28 「三上人の研究」中石橋誠道氏「勢觀上人について」參照